

平成30年4月1日から泉南市の福祉医療費助成制度が変わります

福祉医療費助成制度は、障害のある方やひとり親家庭などの方々を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。
平成30年4月1日から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。

平成30年4月1日からの変更点（太字下線部分）

区分	対象者	対象医療	一部自己負担額			
			1日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの上限日数	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
重度障害者医療 (旧・障害者医療)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳1級所持者（新規） 指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害基礎年金1級または特別児童扶養手当1級該当者（新規） 身体障害者手帳1・2級所持者 重度の知的障害者 中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険が適用される医療 訪問看護ステーションからの訪問看護（医療保険分）への対象拡充 				
老人医療	<p>廃止となります。</p> <p>一部の対象者は重度障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度へ整理・統合し、福祉医療費助成制度は継続して受けられます。</p> <p>重度以外の精神通院医療の方・難病患者と結核患者の方は助成対象外となります。</p> <p>ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床への入院は助成対象外 <p>ただし、平成30年3月31日時点での福祉医療助成制度対象者（精神通院医療の方を除く）については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります</p>	<p>一つの医療機関ごとに入院、通院1日500円以内</p> <p>一つの訪問看護ステーションごとに1日500円以内</p>	なし	一つの調剤薬局当たり1日500円以内	3,000円
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 上記の子を監護する父または母 上記の子を養育する養育者 <p>ひとり親家庭医療には裁判所から「配偶者暴力等(DV)に関する保護命令」が出されたDV被害者を含みます。</p>			あり 〔月2日まで〕 〔1,000円限度〕	なし	2,500円
子ども医療	0歳～中学3年生 (15歳に達した日以後の3月31日まで) の子ども					



ここがポイント

【対象者】Qどう変わるの？

A 障害者医療、ひとり親家庭医療の対象者が拡充されます。平成30年3月31日時点で老人医療対象の方のうち、障害者医療、ひとり親家庭医療の対象とならない方は、平成30年4月1日以降は助成対象外となりますが、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。

【対象医療】

Q訪問看護ってなに？

A 訪問看護とは看護師等が生活の場へ訪問し、療養生活を支援するサービスです。現在、訪問看護ステーションからの訪問看護は重度障害者訪問看護利用料助成制度のみで助成が受けられますが、平成30年4月1日から福祉医療費助成制度に統合し、福祉医療の対象である全ての方が、派遣元を問わず、訪問看護（医療保険分）の助成を受けられるようになります。但し、65歳以上の要介護者については、介護保険の適用となります。

【一部自己負担額】

Q窓口での支払いはいくら増えるの？

A ひとり親家庭医療、子ども医療対象の方は、一部自己負担額に変更はありません。障害者医療、老人医療経過措置対象の方は、院外調剤への自己負担を導入し、一つの医療機関等当たりの上限日数がなくなります。医療機関によっては、1カ月当たりの各医療機関ごと又は各調剤薬局ごとに窓口での支払額が3,000円までとなりますが、3,000円を超えた場合でも、手続きを行うことで超えた額をお返し（償還）します。

問い合わせ先

泉南市市役所 生活福祉課 ☎072(483)3474